

## トピックス > 部会News～当日の会場から

### 国際課税部会・CFC税制フォローアップ・フォーラム(9月4日東京・9月6日大阪)

掲載日:2019/9/9

コーディネーター:外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士・井上康一氏 /同・片平享介氏

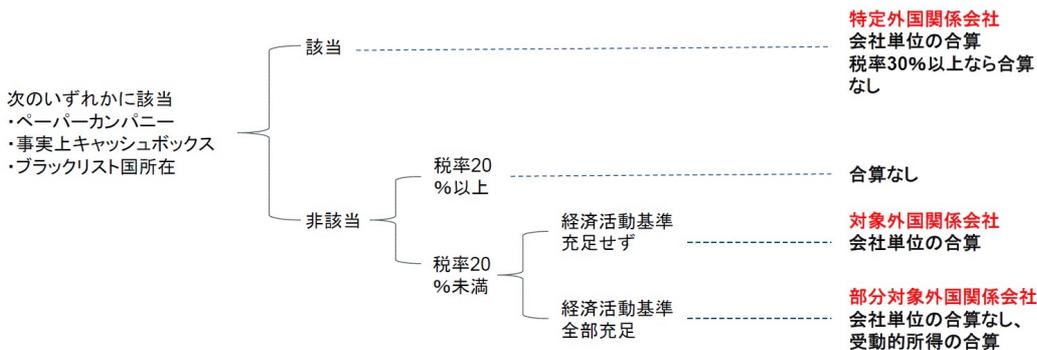
- ◆対象会社のスクリーニングは租税負担割合20%・30%の2段階で
- ◆ペーパーカンパニー認定を回避する契約的手当——サブリース、業務委託etc.
- ◆「管理支配基準」よりも「実体基準」の方がハードルが低い?
- ◆ペーパーカンパニー該当or非該当の立証責任は誰にある?
- ◆制度説明・情報収集への取り組み——各社共通の課題

9月4日東京、6日大阪で、少人数・ラウンドテーブル形式で、改正CFC税制(Controlled Foreign Company税制/タックスヘイブン対策税制)の、いわゆる「ペーパーカンパニー(P.C.)」への合算課税にフォーカスしたフォローアップ・ミーティングを開催しました(写真は大阪会場)。

平成29年度で抜本改正が行われたCFC税制は、OECDスタンダードに即したかたちで、「トリガー税率を廃し経済活動実体に着目したインカムアプローチ型」にパラダイムチェンジしたとされています。ただし、実際には、「経済活動4基準(旧適用除外4基準)を満たさない租税負担割合20%未満の対象外国関係会社」と「4基準のうち実体基準又は管理支配基準を満たさない租税負担割合30%未満のP.C.」が、会社単位での合算対象となることから、実質的に2段階のトリガー税率が存置されものとみてよいでしょう。片平先生、井上先生からは、申告準備に当たって「20%未満」「30%未満」に着目して対象会社のスクリーニングを行うことが効率的である旨、ご指摘をいただきました。

ともすると「経済活動基準(4基準)」のテストから入りがちですが、現行制度の建付けからして、手順として「20%以上」であれば4基準の判定は不要となり、次いでキャッシュ・ボックスに該当する場合を除き、「20%以上30%未満」のレンジの子会社につき実体基準又は管理支配基準のいずれかを満たすか否かを判定すれば足りることになります(いずれかを欠く場合はP.C.として合算対象)。ちなみに30%以上であればCFC税制を考慮する必要はありませんが、当日御参加の会員企業様にうかがったところ、欧米・アジアを問わず、租税負担割合30%以上の子会社というのは実際には「(まず)見当たらない」(東京)とのことでした。

特定外国関係会社、対象外国関係会社、部分対象外国関係会社

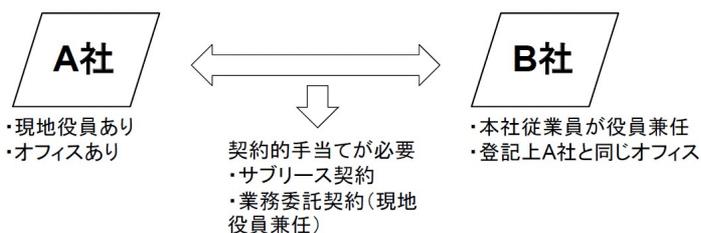


片平先生からは、現行制度を俯瞰しつつ、**国税庁Q&A**(『外国子会社合算税制に関するQ&A(平成29年度改正関係等)』やレンタルオフィス事件などを踏まえ、ペーパーカンパニー課税に係る改正部分、とりわけ実体基準と管理支配基準の判定で留意すべき事項につき説明がありました。

メーカーなどでよく見られるケースに、地域統括会社 (RHQ) が役員を兼務したり人員を一括して雇用し、物理的拠点 (オフィス等) を保有等して域内の事業会社に派遣・賃貸等するというパターンがあります。こうしたケースでは、各事業会社の実体基準を充足するための契約的手当てとして、「サブリース契約」や「業務委託契約」が有効であるとのアドバイスをいただきました。

P・C対応①—ペーパーカンパニー認定を回避するための契約的手当て

- 海外子会社は、同じ国内の実体 (人、施設) のある統括会社等がまとめて管理していることが多い。
- しかし、CFC税制は個々の会社ごとに判定するため、会社によっては、実体のないペーパーカンパニーとみなされる可能性がある。よって、契約書によって実体があることを明らかにする必要がある。



また、東京・大阪両会場で、**グループガバナンス**の関係から、**事業計画の立案策定**などで**本社の意思決定権限が強い**ため、**現地子会社が管理支配基準を満たさなくなる**ことにつき**危惧する声**が複数寄せられました。この点につき、井上先生からは「販売や製造などの通常の事業会社であれば、何らかの実体は有しているものと思われます。租税負担割合20%以上30%未満であれば、ひとまず実体基準を満たすことでP.C.課税は回避できます」との指摘がありました。管理支配基準よりも実体基準の方が、充足するに当たって

ハードルは低いものと思われることから、まずは先にみた契約的手当等により実体基準を充足等し、かつ疎明資料を具備しておくことが得策でしょう。

疎明資料については、[国税庁Q&A](#)で一定の例示がされており、会員企業各位も、当面、これに即して収集等を検討されているとのこと。先生方から、「実務上は、すべてを本社で現物(データ含む)を具備しておく必要はなく、ものによっては現地子会社で具備して必要に応じて取り寄せられるようにしておく」、「現地子会社のオフィス内観外観の写真については、“後になって撮りなおす”ことはできないため、移転やレイアウト変更があれば、その前の状態を必ず撮影しておく必要がある」旨アドバイスをいただきました。

また、法律専門家のお立場から推定課税に関して「P.C.該当性の立証責任はあくまで当局にあり、納税者が非該当であることを明らかにする資料を、要求された期間内に提出しない(できない)場合はP.C.と推定する規定が働く。この推定規定が発動された場合には、P.C.非該当の立証責任が納税者に転換される。さらに、納税者が課税に不服であれば、P.C.非該当を納税者が立証することになる」との説明がありました。

初回申告に向けて、海外の関係会社に制度を説明し情報収集につき協力要請を行っていく必要があり、当日ご参加の会員企業各位から、「**移転価格と違って日本側のみの課税マターなのでなかなか円滑な協力を得られない**」「**英語ベースでの説明資料を作成するのが大変**」等々——苦慮されている現状が寄せられました。対象が数百社にのぼる場合、ソリューションを導入して記入→アップロード→本社管理するシステムを導入(又は導入を検討)されている会員企業様がおられる一方、エクセルやメールベースで対応されたり、先に情報収集・作成した「**国別報告事項(CbCR)**」を活用して足りない部分を補足収集している会員企業様もおられました。

他方、「**どんなに精緻なシステムを入れても記入がアバウトであったり、そもそも記入してもらえなければ無駄になるだけ**」とのリアルな声もしばしば耳にします。「**収集しなくてはいけないことは分かっているものの、現時点でいまだ着手していない**」という会員企業様もいらっしゃいました。

協力要請については、「**現地の営業担当者に向けて“こちらでプロモート用のユーザー向けパンフ資料を作るから資料情報を送ってくれ”と依頼すると受け入れてもらいやすい**」(東京)、「**ソリューションに回答・記入してくれた子会社には役務提供対価を一定額支払うことも検討している**」(大阪)、「**各事業部経理にそれぞれ所管している海外子会社情報を吸い上げさせて、それを税務セクションで集約する**」(東京)、「**現地の総会資料は本社総務が、また各種事業上の稟議事項も本社に上がってきているのでこれらを税務でもストックしておく**」(大阪)——などなど、各社の取組実例が報告されました。

また「**CbCRをベースに、極端に社員数が少ない子会社(4, 5人?)を抽出してピンポイントで実体についての聞き取りを行う**」(東京)、「**現地の税制インセンティブを活用していたり経済特区(フリーゾーン)に所在している子会社をマークする**」(大阪)などの取り組みも紹介されました。

当日の意見交換で、このCbCRが当局のCFC税制の対象選定についても資料として活用されているケースが報告されました(従業員数・売り上げなどのデータ)。またソリューションを導入して資料収集をしていたり、質問票を配布・回収していると、後日の調査時にそれらの提出を求められないか?という点も気になりました。東京会場でソリューションを導入済みの会員企業様におたずねしたところ「**仮にデータの提出を要求された場合は、全体のデータが膨大なので、対象子会社を特定してください、と押し返します**」とのことでした。

この他、「**現地子会社の決算確定が日本での6月申告期限に間に合わない場合の対応と事後の修正の要否**」、「**アメリカ連結納税不適用の個社毎の租税負担割合算定手法**」、「**期中で休眠・清算に入った場合**

の期末判定による合算課税リスク」——etc.についても、活発な意見交換と、コーディネーターの先生方によるフォローがありました。

~~~~~

当日の様子は追って部会レポートとしてアップ予定です。また、この間、会員企業各位にご協力いただいた「CFC税制対応状況アンケート」も現在最終的な集計作業中です。こちらも近くアップ予定です。貴社のこれからの取り組みのご参考の一助となれば幸甚です。



(文責:企業懇話会事務局)